（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十七条　会計検査院は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を会計検査院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第二十八条　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する会計検査院規則で定める方式は、第二十六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の会計検査院に対する届出とする。

第二十三条に見出しとして「（電子情報処理組織による申請等）」を付し、同条第一項中「前条の規定により、」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により」に、「使用して申請等又は処分通知等をする場合は、書面等に」を「使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに」に、「申請等を」を「、申請等を」に、「（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、又は会計検査院の使用に係る電子計算機から入力して」を「から入力して、申請等を」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項における」を「情報通信技術活用法第六条第四項に規定する」に、「とは、電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等に記録された」を「であって会計検査院規則で定めるものは、申請等に係る」に、「に係る」を「を行った者を確認するために必要な事項を証する」に改め、「又は処分通知等」を削り、「送信すること」の下に「又は会計検査院の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずること」を加え、同条第三項中「又は処分通知等を受ける者」を削り、同条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第二十三条　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2　前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

附　則

1　この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

2　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第二十二条第二項の項を次のように改める。

第二十五条第一項	第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十条（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十条（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十九条第一項及び同条第三項において準用する第十七条第一項（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）

第三条の表第二十三条第一項の項を削る。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―〇―七

人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。 一～十四　（略） 十五　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） 十六～二十四　（略）	規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。 一～十四　（略） 十五　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） 十六～二十四　（略）

附　則

この規則は、令和元年十二月十六日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）に基づき、人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―三八―三

人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用 （趣旨） **第一条**　法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用 （趣旨） **第一条**　行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、